

**福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金  
(令和7年7月～9月期分)  
申請書類チェックリスト 法人用**

チェック欄	書類名
<input type="checkbox"/>	1 様式1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 誓約書（令和7年7月～9月期分）
<input type="checkbox"/>	2 様式3-1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 計算表（令和7年7月～9月期分）
<input type="checkbox"/>	<p>3 添付書類</p> <p>(1) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】            前決算期の損益計算書の写し              【創業日以降、決算期を迎えていない場合】            創業日が属する月から<u>申請日</u>の属する月の<u>前月</u>までの費用の合計額が分かる書類の写し              ※売上原価、販売費および一般管理費の金額が分かる箇所に必ず○を付けてください。</p> <p>(2) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】            前決算期における電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し              【創業日以降、決算期を迎えていない場合】            創業日が属する月から<u>申請日</u>の属する月の<u>前月</u>までの電気・ガス料金の合計額が            分かる書類の写し              ※電気・ガス料金が分かる箇所に必ず○を付けてください。</p> <p>(3) 『福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和7年7月から9月期分）創業特例について「2 創業特例申請要件（1）（b）または（2）（b）」』で定める各電気・ガス料金が分かる請求書の写し              ※該当する各月の契約種別（電気の場合のみ）、使用月、請求金額、使用量（または購入量）が分かる箇所に必ず○を付けてください。              ※県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約に限ります。</p> <p>(4) 工業用のガス販売事業者が発行する証明書（様式2）              ※電気料金のみで申請する場合は提出する必要がありません。            ※工業用のガスの契約の定義は、「よくあるご質問A 7.」をご確認ください。</p> <p>(5) 税務署に提出した「法人設立届出書」の写し              ※「設立年月日」欄に設立年月日の記載があるものに限ります。</p> <p>(6) 振込先の銀行名、支店名、口座および<u>カタカナの口座名義が印字された通帳等の「表紙裏見開きページ」</u>の写し              ※振込先の口座は<u>申請した法人の口座に限ります。</u>              ※インターネット銀行や当座預金等で通帳が無い場合も、振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が分かる書類を提出してください。（パソコン画面の印刷やATM画面の写真、小切手帳の表紙と小切手原紙の写真等があります。）</p>

**福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金  
(令和7年7月から9月期分)  
申請書類チェックリスト 個人事業主用**

チェック欄	書類名
<input type="checkbox"/>	1 様式1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 誓約書（令和7年7月～9月期分）
<input type="checkbox"/>	2 様式3-1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 計算表（令和7年7月～9月期分）
<input type="checkbox"/>	3 添付書類 <p>(1) 【創業日以降、決算月を迎えている場合】          直近（令和6年）の所得税青色申告決算書（または収支内訳書）の写し          【創業日以降、決算月を迎えていない場合】          創業日が属する月から<u>申請日</u>の属する月の<u>前月</u>までの費用の合計額が分かる書類の写し          ※売上原価、経費の金額が分かる箇所に必ず○を付けてください。</p> <p>(2) 【創業日以降、決算月を迎えている場合】          前決算における電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し          【創業日以降、決算月を迎えていない場合】          創業日が属する月から<u>申請日</u>の属する月の<u>前月</u>までの電気・ガス料金の合計額が          分かる書類の写し          ※電気・ガス料金が分かる箇所に必ず○を付けてください。</p> <p>(3) 『福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和7年7月～9月期分）創業特例について「2 創業特例申請要件（1）（b）または（2）（b）』で定める各電気・ガス料金が分かる請求書の写し          ※該当する各月の契約種別（電気の場合のみ）、使用月、請求金額、使用量（または購入量）が分かる箇所に必ず○を付けてください。          ※県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約に限ります。</p> <p>(4) 工業用のガス販売事業者が発行する証明書（様式2）          ※電気料金のみで申請する場合は提出する必要がありません。          ※工業用のガスの契約の定義は、「よくあるご質問A 7.」をご確認ください。</p> <p>(5) 税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」のうち開業にかかる分の届出の写し          ※「開業・廃業等日」欄に開業年月日の記載があるものに限ります。</p> <p>(6) 本人確認書類の写し（下記の何れか1つを提出してください。）       <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証の写し（表面のみ）          ※免許の取得・更新後に住所、氏名を変更している場合は、裏面も提出してください。</li> <li>・個人番号カードの写し（表面のみ）          ※個人番号の部分は必ず見えないようにして提出してください。</li> <li>・健康保険証の写し（表面のみ）</li> <li>・発行から原則3か月以内の住民票の写し</li> <li>・在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書の写し（次のページへ）</li> </ul> </p>